

昭和二十二年法律第四百一十一号

職業安定法

目次

第一章 総則(第一条―第五条の七)

第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第一節 通則(第六条―第十六条)

第二節 職業紹介(第十七条―第二十一条)

第三節 職業指導(第二十二条―第二十五条)

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等(第二十六条―第二十八条)

第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介(第二十九条―第二十九条の九)

第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介

第一節 有料職業紹介事業(第三十条―第三十二条の十六)

第二節 無料職業紹介事業(第三十三条―第三十三条の四)

第三節 補則(第三十三条の五―第三十五条)

第三章の二 労働者の募集(第三十六条―第四十三条)

第三章の三 労働者供給事業(第四十四条―第四十七条)

第三章の四 労働者派遣事業等(第四十七条の二)

第四章 雑則(第四十八条―第六十二条)

第五章 罰則(第六十三条―第六十七条)

附則

第一章 総則

(法律的目的)

第一条 この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)と相まって、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(職業選択の自由)
第二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。
(均等待遇)

第三条 何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。
(定義)

第四条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

② この法律において「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

③ この法律において「有料の職業紹介」とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

④ この法律において「職業指導」とは、職業に就こうとする者に対し、実習、講習、指示、助言、情報の提供その他の方法により、その者の能力に適合する職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を増大させるために行う指導をいう。

⑤ この法律において「労働者の募集」とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、労働者となる者に対する者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

⑥ この法律において「募集情報等提供」とは、労働者の募集を行う者若しくは募集受託者(第三十九条に規定する募集受託者をいう。以下この項、第五條の三第一項及び第五條の四第一項において同じ。)の依頼を受け、当該募集に関する情報を労働者となる者とする者に提供すること又は労働者となる者とする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者若しくは募集受託者に提供することをいう。

⑦ この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

⑧ この法律において「特定地方公共団体」とは、第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

⑨ この法律において「職業紹介事業者」とは、第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

⑩ この法律において「労働者供給事業者」とは、第四十五条の規定により労働者供給事業を行う労働組合等(労働組合法による労働組合その他これに準ずるものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。

⑪ この法律において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することのできるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

第五條(政府の行う業務)
第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図ること。

二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。

三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。

四 政府以外の者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)の行う職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業又は労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。)第三十条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業(以下「労働者派遣事業等」という。)を労働者及び公共の利益を増進するよに、指導監督すること。

五 求職者に対し、必要な職業指導を行うこと。

六 個人、団体、学校又は関係行政庁の協力を得て、公共職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。

七 雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六号)の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介又は職業指導を行い、雇用保険制度の健全な運用を図ること。

(職業安定機関と特定地方公共団体等の協力)
第五條の二 職業安定機関及び特定地方公共団体、職業紹介事業者又は労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

② 公共職業安定所及び特定地方公共団体又は職業紹介事業者は、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介に関し、相互に協力するように努めなければならない。

第五條の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

② 求人者は求人者の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

③ 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者(供給される労働者を雇用する場合に限る。)は、それぞれ、求人者の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者になる者又は供給される労働者及び労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの者に対して第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(以下この項において「従事すべき業務の内容等」という。)を変更する場合その他厚生労働省令で定める場合は、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等その

他厚生労働省令で定める事項を明示しなければならない。

④ 前三項の規定による明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により行わなければならない。

(求職者等の個人情報の取扱い)

第五条の四 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(次項において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じた労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

② 公共職業安定所等は、求職者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(求人者の申込み)

第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人者の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人者の申込みは受理しないことができる。

- 一 その内容が法令に違反する求人者の申込み
- 二 その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認められる求人者の申込み
- 三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者(厚生労働省令で定める場合に限る。)からの求人者の申込み

四 第五条の三第二項の規定による明示が行われない求人者の申込み

五 次に掲げるいずれかの者からの求人者の申込み
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号

及び第三十二条において「暴力団員」という。) 法人であつて、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に對し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条において同じ。)のうちに暴力団員があるもの

ハ 暴力団員がその事業活動を支配する者

六 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人者の申込み

② 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人者の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。

③ 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(求人者の申込み)

第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職の申込みは全て受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

② 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

第五条の七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第一節 通則

第六節 職業安定主管局長の権限

第六条 職業安定主管局長(厚生労働省の内部部局として置かれる局で職業紹介及び職業指導その他職業の安定に関する事務を所掌するもの)をいふ。第九條において同じ。)の局長(以下「職業安定主管局長」という。)は、厚生労働大臣

の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について、都道府県労働局長を指揮監督するとともに、公共職業安定所の指揮監督に関する事項の制定、産業に必要な労働力を充足するための対策の企画及び実施、失業対策の企画及び実施、労働力の需要供給を調整するための主要労働力需要供給圏の決定、職業指導の企画及び実施その他この法律の施行に関し必要な事務をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

(都道府県労働局長の権限)

第七条 都道府県労働局長は、職業安定主管局長の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所属の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(公共職業安定所)

第八条 公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する機関とする。

② 公共職業安定所長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、所務をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

(職員の資格等)

第九条 公共職業安定所その他の職業安定機関の業務が効果的に行われるために、職業安定主管局長、都道府県労働局長又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する職員は、人事院の定める資格又は経験を有する者でなければならない。

第九条の二 公共職業安定所に就職促進指導官を置く。

② 就職促進指導官は、専門的知識に基づいて、主として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十六条第一項又は第二項の指示を受けた者に対し、職業指導を行うものとする。

③ 前二項に定めるもののほか、就職促進指導官に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(地方運輸局に対する協力)

第十条 公共職業安定所は、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)の行う船員の職業の安定に関する業務について、これに協力しなければならない。

(市町村が処理する事務)

第十一条 公共職業安定所との交通が不便であるため当該公共職業安定所に直接求人又は求職を

申し込むことが困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域(以下この項において「指定地域」という。)を管轄する市町村長は、次に掲げる事務を行う。

- 一 指定地域内に所在する事業所からの求人又は指定地域内に居住する求職者からの求職の申込みを当該公共職業安定所に取り次ぐこと。
- 二 当該公共職業安定所からの照会に応じ、指定地域内に所在する事業所に係る求人者又は指定地域内に居住する求職者の職業紹介に

関し必要な事項を調査すること。

三 当該公共職業安定所からの求人又は求職に関する情報を指定地域内に所在する事業所に係る求人者又は指定地域内に居住する求職者に周知させること。

② 当該公共職業安定所の長は、前項の事務に関し必要があると認めるときは、市町村長に對し、必要な指示をすることができる。

③ 市町村長は、第一項の事務に関し、求人者又は求職者から、いかなる名義でも、実費その他手数料を徴収してはならない。

④ 第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十二条 削除

(業務報告の様式)

第十三条 職業安定主管局長は、都道府県労働局長及び公共職業安定所が、この法律の規定によつてなす業務報告の様式を定めなければならない。

② 都道府県労働局長及び公共職業安定所の業務報告は、前項の様式に従つて、これをしなければならない。

(労働力の需給に関する調査等)

第十四条 職業安定主管局長は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、都道府県労働局長及び公共職業安定所からの労働力の需要供給に関する調査報告等により、雇用及び失業の状況に関する情報を収集するとともに、当該情報の整理、分析、公表等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(標準職業名等)

第十五条 職業安定主管局長は、職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業に共通して使用さ

れるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めなければならない。

（職業紹介等の基準）

第十六条 厚生労働大臣は、身体又は精神に障害のある者、新たに職業に就こうとする者、中高年齢の失業者その他職業に就くことについて特別の配慮を必要とする者に対して行われる職業紹介及び職業指導の実施に関し必要な基準を定めることができる。

第二節 職業紹介

（職業紹介の地域）

第十七条 公共職業安定所は、求職者に対し、できる限り、就職の際にその住所又は居所の変更を必要としない職業を紹介するよう努めなければならない。

② 公共職業安定所は、その管轄区域内において、求職者にその希望及び能力に適合する職業を紹介することができないとき、又は求人者の希望する求職者若しくは求人数を充足することができないときは、広範囲の地域にわたる職業紹介活動をするものとする。

③ 前項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動は、できる限り近隣の公共職業安定所が相互に協力して行うように努めなければならない。

④ 第二項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。（求人又は求職の開拓等）

第十八条 公共職業安定所は、他の法律の規定に基づいて行うもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、求職者に対しその能力に適合する職業に就く機会を与えるため、及び求人者に対しその必要とする労働力を確保することができるようにするために、必要な求人又は求職の開拓を行うものとする。

（業務情報の提供）

第十八条の二 公共職業安定所は、厚生労働省令で定めるところにより、求職者又は求人者に対し、特定地方公共団体又は職業紹介事業者（第三十二条の九第二項の命令を受けている者）その他の公共職業安定所が求職者又は求人者に対してその職業紹介事業の業務に係る情報の提供を

行うことが適当でない者として厚生労働省令で定めるものを除く。この項において同じ。）に関する第三十二条の十六第三項に規定する事項、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により就職した者のうち雇用保険法第五十八条の規定による移転費の支給を受けたものの数その他職業紹介事業の業務に係る情報を提供するものとする。

（公共職業訓練のあつせん）

第十九条 公共職業安定所は、求職者に対し、公共職業能力開発施設（職業訓練（職業能力開発総合大学の行うものを含む。）を受けることについてあつせんを行うものとする。）（労働争議に対する不介入）

第二十条 公共職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。

② 前項に規定する場合の外、労働委員会が公共職業安定所に対し、事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至る虞の多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない。但し、当該争議の発生前、通常使用されていた労働者の員数を維持するため必要な限度まで労働者を紹介する場合は、この限りでない。

第二十一条 職業紹介の手續その他職業紹介に關し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。（施行規定）

第三節 職業指導

（職業指導の実施）

第二十二条 公共職業安定所は、身体又は精神に障害のある者、新たに職業に就こうとする者その他職業に就くことについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行わなければならない。

第二十三条 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者について、適性検査を行うことができる。

（公共職業能力開発施設等との連携）

第二十四条 公共職業安定所は、職業指導を受ける者に対し、公共職業能力開発施設（職業訓練（職業能力開発総合大学の行うものを含む））に関する情報の提供、相談その他の援助を

（む）に関する情報の提供、相談その他の援助を与えることが必要であると認めるときは、公共職業能力開発施設その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

（施行規定）

第二十五条 職業指導の方法その他職業指導に關し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等

（学生生徒等の職業紹介等）

第二十六条 公共職業安定所は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下「学校」という。）の学生若しくは生徒又は学校を卒業し、又は退学した者（政令で定める者を除く。以下「学生生徒等」という。）の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に対して紹介することが適当と認められる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業にあつせんするよう努めなければならない。

② 公共職業安定所は、学校が学生又は生徒に対して行う職業指導に協力しなければならない。

③ 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリアコンサルタントによる相談の機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

（学校による公共職業安定所業務の分担）

第二十七条 公共職業安定所長は、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

② 前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることができる業務は、次に掲げる事項に限られるものとする。

- 一 求人申込みを受理し、かつ、その受理した求人申込みを公共職業安定所に連絡すること。

- 二 求職の申込みを受理すること。
- 三 求職者を求人者に紹介すること。
- 四 職業指導を行うこと。
- 五 就職後の指導を行うこと。
- 六 公共職業能力開発施設（職業能力開発総合大学校を含む。）への入所のあつせんを行うこと。

③ 第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長（以下「業務分担学校長」という。）は、第五条の五第一項本文及び第五条の六第一項本文の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に関する求人又は求職の申込みを受理しないことができる。

④ 業務分担学校長は、公共職業安定所長と協議して、その学校の職員の中から職業安定担当者を選任し、その者に第二項各号の業務を担当させ、及び公共職業安定所との連絡を行わせることができる。

⑤ 公共職業安定所長は、業務分担学校長に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他業務分担学校長の行う第二項各号の業務の執行についての援助を与えるとともに、特に必要があると認めるときは、業務分担学校長に対して、経済上の援助を与えることができる。

⑥ 業務分担学校長は、その業務の執行に關し、厚生労働大臣が文部科学大臣と協議して定める基準に従わなければならない。

⑦ 公共職業安定所長は、業務分担学校長が、法令又は前項の基準に違反したときは、当該業務分担学校長の行う第二項各号の業務を停止させることができる。

⑧ 前各項の規定は、学校の長が第三十三条の二の規定に基づいて無料の職業紹介事業を行う場合には適用しない。

（施行規定）

第二十八条 公共職業安定所と学校との間における連絡、援助又は協力に関する方法その他学生生徒等の職業紹介に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（地方公共団体の行う職業紹介）

第二十九条 地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。

② 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。

③ 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等（その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ。）を定めることができる。

④ 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五第一項及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

（事業の廃止）

第二十九条の二 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第二十九条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の職業紹介事業を行わせるてはならない。

（取扱職種の範囲等の明示等）

第二十九条の四 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等、苦情の処理に関する事項その他無料の職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

（公共職業安定所による情報提供）

第二十九条の五 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するときは、当該特定地方公共団体に対して、求人又は求職に関する情報として厚生労働省令で定めるものを電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（公共職業安定所による援助）

第二十九条の六 公共職業安定所は、特定地方公共団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

（特定地方公共団体の責務）

第二十九条の七 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業の運営に当たっては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（準用）

第二十九条の八 第二十条の規定は、特定地方公共団体が無料の職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは、「特定地方公共団体」と、同条第二項中「公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所は、その旨を特定地方公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は」と読み替えるものとする。

（施行規定）
第二十九条の九 この章に定めるもののほか、特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業に関する必要事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介

第一節 有料職業紹介事業

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（有料職業紹介事業の許可）
第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（有料職業紹介事業の許可）

② 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 法人にあつては、その役員の名氏及び住所
三 有料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
四 第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所
五 その他厚生労働省令で定める事項

③ 前項の申請書には、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

④ 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込数その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。
⑤ 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

⑥ 第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して厚生労働省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（許可の基準等）

第三十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

① 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。

② 個人情報等を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

③ 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

④ 厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十二条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四号、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百三十三條の二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十六條、第二百五十九條若しくは第六十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二百二條、第二百三十三條の二若しくは第二百三十四條第一項（同法第二百二條又は第二百三十三條の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六條前段若しくは第四十八條第

一 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。
二 個人情報等を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
三 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

② 厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十二条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四号、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百三十三條の二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十六條、第二百五十九條若しくは第六十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二百二條、第二百三十三條の二若しくは第二百三十四條第一項（同法第二百二條又は第二百三十三條の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六條前段若しくは第四十八條第

一 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。
二 個人情報等を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
三 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

② 厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十二条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四号、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百三十三條の二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十六條、第二百五十九條若しくは第六十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二百二條、第二百三十三條の二若しくは第二百三十四條第一項（同法第二百二條又は第二百三十三條の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六條前段若しくは第四十八條第

一 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。
二 個人情報等を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
三 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

② 厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十二条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四号、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百三十三條の二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十六條、第二百五十九條若しくは第六十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二百二條、第二百三十三條の二若しくは第二百三十四條第一項（同法第二百二條又は第二百三十三條の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六條前段若しくは第四十八條第

一 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。
二 個人情報等を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
三 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

② 厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十二条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四号、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百三十三條の二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十六條、第二百五十九條若しくは第六十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二百二條、第二百三十三條の二若しくは第二百三十四條第一項（同法第二百二條又は第二百三十三條の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六條前段若しくは第四十八條第

一 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。
二 個人情報等を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
三 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

② 厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十二条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四号、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百三十三條の二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十六條、第二百五十九條若しくは第六十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二百二條、第二百三十三條の二若しくは第二百三十四條第一項（同法第二百二條又は第二百三十三條の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六條前段若しくは第四十八條第

一 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。
二 個人情報等を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
三 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

② 厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十二条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四号、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百三十三條の二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十六條、第二百五十九條若しくは第六十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二百二條、第二百三十三條の二若しくは第二百三十四條第一項（同法第二百二條又は第二百三十三條の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六條前段若しくは第四十八條第

年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十二条の八第一項(第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による職業紹介事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八 前号に規定する期間内に第三十二条の八第一項(第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による職業紹介事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

九 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)

十 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十一 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十三 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

第三十二条の二 削除

(手数料)

第三十二条の三 第三十条第一項の許可を受けた者(以下「有料職業紹介事業者」という。)は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一 職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合

二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表(手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。)に基づき手数料を徴収する場合

② 有料職業紹介事業者は、前項の規定にかかわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない。ただし、手数料を求職者から徴収すること

が当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、同項各号に掲げる場合に限り、手数料を徴収することができる。

③ 第一項第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

④ 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

第三十二条の四 厚生労働大臣は、第三十条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

② 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、有料の職業紹介事業を行う事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

③ 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

第三十二条の五 第三十条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

② 前項の条件は、第三十条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第三十二条の六 第三十条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

② 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間)については、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る有

料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

③ 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第三十一条第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。

④ 第二項に規定する許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して厚生労働省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

⑤ 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第三十条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

⑥ 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条(第五号から第八号までを除く。)の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第三十二条の七 有料職業紹介事業者は、第三十条第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

② 第三十条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

③ 厚生労働大臣は、第一項の規定により有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

④ 有料職業紹介事業者は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

第三十二条の八 有料職業紹介事業者は、当該有料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

② 前項の規定による届出があつたときは、第三十条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号(第五号から第八号までを除く。)のいずれかに該当しているとき。

二 この法律若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

② 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第三十二条の十 有料職業紹介事業者は、自己の名義をもつて、他人に有料の職業紹介事業を行わせてはならない。

(取扱職業の範囲)

第三十二条の十一 有料職業紹介事業者は、港湾運送業務(港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務又は同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。)に就く職業、建設業務(土木、建築その他工工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあつせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業を求職者に紹介してはならない。

② 第五条の五第一項及び第五条の六第一項の規定は、有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人申込み及び求職の申込みについては、適用しない。

(取扱職業の範囲等の届出等)

第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者は、取扱職業の範囲等を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

② 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者が、前項の規定により、取扱

料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

③ 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第三十一条第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。

④ 第二項に規定する許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して厚生労働省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

⑤ 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第三十条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

⑥ 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条(第五号から第八号までを除く。)の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第三十二条の七 有料職業紹介事業者は、第三十条第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

② 第三十条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

③ 厚生労働大臣は、第一項の規定により有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

④ 有料職業紹介事業者は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

第三十二条の八 有料職業紹介事業者は、当該有料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

② 前項の規定による届出があつたときは、第三十条第一項の許可は、その効力を失う。

職種の範囲等を届け出た場合には、第五条の五
第一項及び第五条の六第一項の規定は、その範
囲内に限り適用するものとする。

③ 厚生労働大臣は、第一項の規定により届け出
られた取扱職種の範囲等が、特定の者に対し不
当な差別的取扱いをするものであると認めると
きは、当該有料の職業紹介事業者を行おうとし
る者又は有料職業紹介事業者に対し、期限を定め
て、当該取扱職種の範囲等を変更すべきことを
命ずることができ。

(取扱職種の範囲等の明示等)

第三十二条の十三 有料職業紹介事業者は、取扱
職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処
理に関する事項その他当該職業紹介事業者の業務
の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対
して知らせることが適当であるものとして厚生
労働省令で定める事項について、厚生労働省令
で定めるところにより、求人者及び求職者に対
し、明示しなければならない。

(職業紹介責任者)

第三十二条の十四 有料職業紹介事業者は、職業
紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させ、及
び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要
な教育を行わせるため、厚生労働省令で定める
ところにより、第三十二条第一号、第二号及び
第四号から第九号までに該当しない者(未成年
者を除き、有料の職業紹介事業者の管理を適正に
行うに足る能力を有する者として、厚生労働
省令で定める基準に適合するものに限る。)の
うちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

- 一 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の
処理に関すること。
- 二 求人者の情報(職業紹介に係るものに限
る。)及び求職者の個人情報(管理に関する
こと)。
- 三 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び
求職者に対する助言及び指導その他有料の職
業紹介事業者の業務の運営及び改善に関するこ
と。

四 職業安定機関との連絡調整に関すること。

(帳簿の備付け)

第三十二条の十五 有料職業紹介事業者は、その
業務に関して、厚生労働省令で定める帳簿書類
を作成し、その事業所に備えて置かなければな
らない。

(事業報告等)

第三十二条の十六 有料職業紹介事業者は、厚生
労働省令で定めるところにより、有料の職業紹

介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業
報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなけれ
ばならない。

② 前項の事業報告書には、厚生労働省令で定め
るところにより、有料の職業紹介事業者を行う事
業所ごとの当該事業に係る求職者の数、職業紹
介に関する手数料の額その他職業紹介に関する
事項を記載しなければならない。

③ 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定め
るところにより、当該有料職業紹介事業者の紹
介により就職した者の数、当該有料職業紹介事
業者の紹介により就職した者(期間の定めのない
労働契約を締結した者に限る。)のうち離職し
た者(解雇により離職した者その他厚生労働
省令で定める者を除く。)の数、手数料に関す
る事項その他厚生労働省令で定める事項に関し
情報の提供を行わなければならない。

第二節 無料職業紹介事業

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業(職業安定機関
及び特定地方公共団体の行うものを除く。以下
同じ。)を行おうとする者は、次条及び第三十
三条の三の規定により行う場合を除き、厚生労
働大臣の許可を受けなければならない。

- ① 厚生労働大臣は、前項の許可をしようとする
ときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を
聴かなければならない。ただし、労働組合等に
対し許可をしようとするときは、この限りでな
い。
- ② 第一項の許可の有効期間は、当該許可の日か
ら起算して五年とする。
- ③ 第三十条第二項から第四項まで、第三十一
条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二
条の五、第三十二条の七から第三十二条の十まで並
びに第三十二条の十二から前条までの規定は、
第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業
及び同項の許可を受けた者について準用する。

この場合において、第三十条第二項中「前項の
許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許
可」とあり、並びに第三十二条、第三十二条の
四第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第
五項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の
九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるの
は「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条
の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三
条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関

する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、前条
第二項中「、職業紹介に関する手数料の額その
他」とあり、及び同条第三項中「、手数料に関
する事項その他」とあるのは「その他」と読み
替えるものとする。

⑤ 第三十条第二項から第四項まで、第三十一
条第二項及び第三十二条(第五号から第八号ま
でを除く。)の規定は、前項において準用する第
三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間
の更新について準用する。

(学校等の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の二 次の各号に掲げる施設の長は、
厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者
(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で
定めるものを含む。)について、無料の職業紹
介事業を行うことができる。

- 一 学校(小学校及び幼稚園を除く。) 当該学
校の学生生徒等
- 二 専修学校 当該専修学校の生徒又は当該専
修学校を卒業した者
- 三 職業能力開発促進法第十五条の七第一項各
号に掲げる施設 当該施設を行う職業訓練を
受ける者又は当該職業訓練を修了した者
- 四 職業能力開発総合大学校 当該職業能力開
発総合大学校を行う職業訓練若しくは職業能
力開発促進法第二十七条第一項に規定する指
導員訓練を受ける者又は当該職業訓練若しく
は当該指導員訓練を修了した者

② 前項の規定により無料の職業紹介事業を行う
同項各号に掲げる施設の長は、当該施設の職員
のうちから、職業紹介事業に関する業務を担
当する者を定めて、自己に代わってその業務を行
わせることができる。

③ 厚生労働大臣は、第一項各号に掲げる施設の
長が同項の規定により行う無料の職業紹介事業
の業務の執行に関する基準を定めることができ
る。

④ 厚生労働大臣は、第一項第一号及び第二号に
掲げる施設の長に係る前項の基準を定めよう
とするときは、あらかじめ文部科学大臣と協議し
なければならない。

⑤ 第一項の規定により無料の職業紹介事業を行
おうとする同項各号に掲げる施設の長は、その
取り扱う職業紹介の範囲を定めて、同項の届出
をするることができる。

⑥ 前項の規定により、第一項各号に掲げる施設
の長が職業紹介の範囲を定めて届出した場合

においては、第五条の五第一項及び第五条の六
第一項の規定は、その範囲内に限り適用するも
のとする。

⑦ 第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二
項、第三十二条の十、第三十二条の十三、第三
十二条の十五及び第三十二条の十六の規定は、
第一項の規定により同項各号に掲げる施設の長
が行う無料の職業紹介事業について準用する。
この場合において、第三十二条の九第二項中
「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第
二号」と、第三十二条の十三中「手数料に関す
る事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十
二条の十六第一項中「有料の職業紹介事業を行
う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書」と
あるのは「事業報告書」と、同条第二項中「有
料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事
業」とあるのは「当該事業」と、同項中「職
業紹介に関する手数料の額その他」とあり、及
び同条第三項中「、手数料に関する事項その
他」とあるのは「その他」と、同項中「行わな
ければ」とあるのは「行うように努めなけれ
ば」と読み替えるものとする。

⑧ 厚生労働大臣は、第一項の規定により無料の
職業紹介事業を行う同項第一号又は第二号に掲
げる施設の長に対し、前項において準用する第
三十二条の九第二項の規定により事業の停止を
命じようとする場合には、あらかじめ教育行政
庁に通知しなければならない。

(特別の法人の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の三 特別の法律により設立された法
人であつて厚生労働省令で定めるものは、厚生
労働大臣に届け出て、当該法人の直接若しくは
間接の構成員(以下この項において「構成員」と
いう。)を求人者とし、又は当該法人の構成員
若しくは構成員に雇用されている者を求職者
とする無料の職業紹介事業を行うことができ
る。

② 第三十条第二項から第四項まで、第三十二
条、第三十二条の四第二項、第三十二条の七第
一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三
十二条の九、第三十二条の十並びに第三十二
条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前
項の届出をして行う無料の職業紹介事業者及び同
項の届出をした法人について準用する。この場
合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句に読み替えるものとする。

| | |
|--|--|
| 第三十二条の四第二項、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業者及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | 第三十二条の四第二項、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業者及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 |
|--|--|

| | | |
|-------|---|---|
| 第三十條 | 前項の許可を第三十三條の三第一項を受けようとする者 | 前項の届出をしようとする者 |
| 第三十條 | 申請書 | 届出書 |
| 第三十條 | 申請書 | 届出書 |
| 第三十二條 | 厚生労働大臣は、前條第一項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、法人は、新たに無料の職業紹介事業の事業所の許可を設けて当該無料の職業紹介事業を行つて | 第三十三條の三第一項の届出をした法人 |
| 第三十二條 | 許可証の交付を受けた者 | 当該届出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類 |
| 第三十二條 | 第三十條第一項の許可を取り消す | 当該無料の職業紹介事業の廃止を、当該無料の職業紹介事業（二以上の事業所を設けて無料の職業紹介事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの無料の職業紹介事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第三十二條第五号から第八号までに該当するときは当該無料の職業紹介事業の廃止を、命ずる |
| 第三十二條 | 前項第二号又前項第二号 | 前項第二号 |
| 第三十二條 | 手数料に關する事項、苦情 | 苦情 |
| 第三十二條 | 職業紹介に關する事項、苦情 | その他 |
| 第三十二條 | 關する手数料の額その他 | その他 |
| 第三十二條 | 手数料に關する事項その他 | その他 |
| 第三十六條 | 他 | 他 |

(公共職業安定所による援助)
第三十三條の四 公共職業安定所は、第三十三條第一項の許可を受けて、又は第三十三條の二第二項若しくは前條第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者に対して、雇情報、職業に關する調査研究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

第三節 補則

(職業紹介事業者の責務)

第三十三條の五 職業紹介事業者は、当該事業の運営に当たつては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 (厚生労働大臣の指導等)

第三十三條の六 厚生労働大臣は、労働力の需要供給を調整するため特に必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業者に対し、職業紹介の範囲、時期、手段、件数その他職業紹介を行う方法に關し必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(準用)

第三十四條 第二十条の規定は、職業紹介事業者が職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、同條第一項中「公共職業安定所」とあるのは、「職業紹介事業者」と、同條第二項中「公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所は、その旨を職業紹介事業者に通報するもの」とし、当該通報を受けた職業紹介事業者は、「と読み替へるものとする。」
 (施行規定)

第三十五條 この章に定めるもののほか、職業紹介事業に關する許可の申請手続その他職業紹介事業に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章の二 労働者の募集

(委託募集)

第三十六條 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えて労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
 ② 前項の報酬の額については、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
 ③ 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えることなく労働者の募集に従事させようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(募集の制限)

第三十七條 厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、厚生労働省令で定めるところにより、労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、労働者の募集（前條第一項の規定によるものを除く。）に關し、募集時期、募集人員、募集地域その他募集方法について、理由を付して制限することができる。

② 厚生労働大臣は、前條第一項の規定によつて労働者の募集を許可する場において、労働者の募集を行うおとする者に対し、募集時期、募集人員、募集地域その他募集方法に關し必要な指示をすることができる。

第三十八條 削除

(報酬受領の禁止)

第三十九條 労働者の募集を行う者及び第三十六條第一項又は第三項の規定により労働者の募集に従事する者（以下「募集受託者」という。）は、募集に応じた労働者から、その募集に關し、いかなる名義でも、報酬を受けてはならない。

(報酬の供与の禁止)

第四十條 労働者の募集を行う者は、その被用者として当該労働者の募集に従事するもの又は募集受託者に対し、賃金、給料その他これらに準ずるものを支払う場合又は第三十六條第二項の認可に係る報酬を与える場合を除き、報酬を与えてはならない。
 (許可の取消し等)

第四十一條 厚生労働大臣は、第三十六條第一項の許可を受けて労働者の募集を行う者又は同項の規定により労働者の募集に従事する者がこの法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。次項において同じ。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、同項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該労働者の募集の業務の停止を命ずることができる。

② 厚生労働大臣は、第三十六條第三項の届出による労働者の募集を行う者又は同項の規定による労働者の募集に従事する者がこの法律若しくは労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間を定めて当該労働者の募集の業務の停止を命ずることができる。

(募集内容の的確な表示等)

第四十二條 新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法により労働者の募集を行う者（募集受託者を含む。以下この項において同じ。）は、労働者の適切な職業選択に資するため、第五條の三第一項の規定により当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たつては、当該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。この場合において、当該労働者の募集を行う者が募集情報等提供事業を行う者をして労働者の募集に關する情報を労働者とならうとする者に提供させるときは、当該募集情報等提供事業を行う者に対し、必要な協力を求めるよう努めなければならない。

(労働者の募集を行う者等の責務)

第四十二條の二 労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに募集情報等提供事業を行う者は、労働者の適切な職業選択に資するため、それぞれ、その業務の運営に当たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第四十二條の三 第二十条の規定は、労働者の募集について準用する。この場合において、同條第一項中「公共職業安定所」とあるのは、「労働者の募集を行う者（厚生労働省令で定める者を除く。次項において同じ。）及び募集受託者（第三十九條に規定する募集受託者をいう。同項において同じ。）」と、「事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは、「事業所における就業を内容とする労働者の募集をしてはならない」と、同條第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは、「労働者を無制限に紹介する」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは、「公共職業安定所は、その旨を労働者の募集を行う者及び募集受託者に通報するもの」とし、当該通報を受けた労働者の募集を行う者又は募集受託者は、当該事業所における就業を内容とする労働者の募集をしてはならない」と、同項た

だし書中「紹介する」とあるのは「募集する」と読み替えるものとする。

（施行規定）

第四十三條 労働者の募集に関する許可の申請手続その他労働者の募集に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第三章の三 労働者供給事業

（労働者供給事業の禁止）

第四十四條 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第四十五條 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

（労働者供給事業者の責務）

第四十五條の二 労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、当該事業の運営に当たっては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（準用）

第四十六條 第二十条、第三十三條の四及び第四十一條第一項の規定は、労働組合等が前条の規定により労働者供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者供給事業者」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「労働者を供給してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を労働者供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に対し、労働者を供給してはならない」と、同項ただし書中「紹介する」とあるのは「供給する」と、第四十一條第一項中「同項の許可」とあるのは「同条の許可」と、「当該労働者の募集の業務」とあるのは「当該労働者供給事業の全部若しくは一部」と読み替えるものとする。

（施行規定）

第四十七條 労働者供給事業に関する許可の申請手続その他労働者供給事業に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第三章の四 労働者派遣事業等
第四十七條の二 労働者派遣事業等に関しては、労働者派遣法及び港湾労働法並びに建設労働法の定めるところによる。

第四章 雑則

（指針）

第四十八條 厚生労働大臣は、第三条、第五条の三、第五条の四、第三十三條の五、第四十二條、第四十二條の二及び第四十五條の二に定める事項に関し、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

（指導及び助言）

第四十八條の二 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令等）

第四十八條の三 厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

② 厚生労働大臣は、求人者又は労働者供給を受けようとする者が、第五条の三第二項若しくは第五條の五第三項の規定による求めに対して事実上相違する報告をしたとき、又はこれらの規定に違反して前条の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該求人者又は労働者供給を受けようとする者に対し、第五條の三第二項若しくは第三項又は第五條の五第三項の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

③ 厚生労働大臣は、労働者の募集を行う者に対して第一項の規定による命令をした場合又は前項の規定による勧告をした場合において、当該命令又は勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

令又は勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（厚生労働大臣に対する申告）

第四十八條の四 特定地方公共団体、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者又は労働者供給を受けようとする者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者から供給される労働者は、厚生労働大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

② 厚生労働大臣は、前項の規定による申告があったときは、必要な調査を行い、その申告の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置を執らなければならない。

（報告の請求）

第四十九條 行政庁は、必要があると認めるときは、労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は離職の状況、賃金その他の労働条件等職業安定に関し必要な報告をさせることができる。

（報告及び検査）

第五十條 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業者を行う者（第二十九條第一項の規定により無料の職業紹介事業者を行う場合における特定地方公共団体を除く）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者を行う者又は労働者供給を受けようとする者に対し、必要な事項を報告させることができる。

② 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、職業紹介事業者を行う者（第二十九條第一項の規定により無料の職業紹介事業者を行う場合における特定地方公共団体を除く）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者を行う者又は労働者供給を受けようとする者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

③ 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

④ 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（秘密を守る義務等）

第五十一條 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（以下この条において「職業紹介事業者等」という。）並びにこれらの代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。職業紹介事業者等及びこれらの代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

② 職業紹介事業者等及びこれらの代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関し知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。職業紹介事業者等及びこれらの代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

第五十一條の二 特定地方公共団体並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び特定地方公共団体の業務に従事する者は、その業務に関し知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。特定地方公共団体並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び特定地方公共団体の業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

（相談及び援助）

第五十一條の三 公共職業安定所は、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に関する事項について、求職者等の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

（職員の教養訓練）

第五十二條 政府は、その行う職業紹介、職業指導その他この法律の施行に関する事務に従事する職員を教養し、及びその訓練を行うため、計画を樹立し、必要な施設を設けなければならない。

（業務の周知宣伝）

第五十二條の二 政府は、その行う職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を周知宣伝するため、計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

(官庁間の連絡)

第五十三條 政府は、この法律に規定する職業紹介、職業指導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官庁の事務の調整を図り、及び労働力を最も有効に發揮させる方法を協議するため必要があると認めるときは、連絡協議会を設置することができる。

(雇入方法等の指導)

第五十四條 厚生労働大臣は、労働者の雇入方法を改善し、及び労働力を事業に定着させることによつて生産の能率を向上させることについて、工場事業場等を指導することができる。

第五十五條 削除

第五十六條 削除

第五十七條 削除

第五十八條 削除

第五十九條 削除

(権限の委任)

第六十條 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによつて、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)

第六十一條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

(適用除外)

第六十二條 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六十一条に規定する船員については、適用しない。

② この法律は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第十八条の七第一項の官民人材交流センターが同法第十八条の五第一項(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十六条の十第二項及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の就職の援助として

行ふ職業紹介事業及び募集情報提供事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)において読み替へて準用する国家公務員法第六十六条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織が当該就職の援助として行ふ職業紹介事業及び募集情報提供事業についても、同様とする。

第五章 罰則

第六十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者
二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

第六十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十條第一項の規定に違反した者
二 偽りその他不正の行為により、第三十條第一項の許可、第三十二條の六第二項(第三十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可の有効期間の更新、第三十三條第一項の許可、第三十六條第一項の許可又は第四十五條の許可を受けた者
三 第三十二條の九第二項(第三十三條第四項、第三十三條の二第七項及び第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者
四 第三十二條の十一第一項の規定に違反した者
五 第三十三條第一項の規定に違反した者
六 第三十三條の三第二項において準用する第三十二條の九第一項の規定による事業の廃止の命令に違反した者
七 第三十六條第一項の規定に違反した者
八 第四十一條第一項(第四十六條において準用する場合を含む。)の規定による労働者の募集の業務若しくは労働者供給事業の停止又は第四十一條第二項の規定による労働者の募集の業務の廃止若しくは停止の命令に違反した者

第六十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 九 第四十四條の規定に違反した者
一 第十一條第三項の規定に違反した者
二 第三十二條の三第一項又は第二項の規定に違反した者
三 第三十三條の二第一項又は第三十三條の三第一項の規定による届出をしないで、無料の職業紹介事業を行つた者
四 第三十六條第二項又は第三項の規定に違反した者
五 第三十七條の規定による制限又は指示に従わなかつた者
六 第三十九條又は第四十條の規定に違反した者
七 第四十八條の三第一項の規定による命令に違反した者
八 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者
九 虚偽の条件を提示して、公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人申込みを行つた者
十 労働条件が法令に違反する工場事業場等のために、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者、又はこれに従事した者

第六十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十條第二項(第三十二條の六第六項、第三十三條第四項及び第五項並びに第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する申請書若しくは届出書又は第三十三條第三項(第三十二條の六第六項、第三十三條第四項及び第五項並びに第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
二 第三十二條の三第四項の規定による命令に違反した者
三 第三十三條の七第一項(第三十三條第四項及び第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは虚偽の届出をし、又は第三十二條の七第一項(第三十三條第四項及び第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
四 第三十二條の八第一項(第三十三條第四項、第三十三條の二第七項及び第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五 第三十二條の十四(第三十三條第四項及び第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 第三十二條の十五(第三十三條第四項、第三十三條の二第七項及び第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備へて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

七 第四十九條又は第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
八 第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
九 第五十一條第一項の規定に違反した者

第六十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則 抄

- ① この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。
② 職業紹介法は、これを廃止する。
③ 附則(昭和二十三年六月三〇日法律第七二号) この法律は、公布の日から、これを施行する。
附則(昭和二十三年七月一〇日法律第一三〇号) 抄
1 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して百二十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

附則(昭和二十三年一月二三日法律第二二二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から、施行する。但し、改正後の国家公務員法第十三條第三項から第五項までの規定は、昭和二十四年度以後の会計年度について適用し、この附則第六條の規定及びこの附則第七條中船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第十條の改正規定は、別に人事院規則で定める日から適用する。
附則(昭和二十四年五月二〇日法律第八八号)
この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中、「学校の長」には、学校教育法第九十八条の規定により存続する従前の規定による学校の長を、「大学の長」には、同条の規定により存続する大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の長を、「高等学校の長」には、同条の規定により存続する中等学校の長を含むものとする。

附則（昭和二十四年五月三十一日法律第一六六号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則（昭和二十五年五月一日法律第二〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二七八号）抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二八四号）抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則（昭和三十三年五月二日法律第三三〇号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十五年三月三十一日法律第一八八号）抄

この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、失業保険法第二十八条の改正規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

（失業保険法の一部改正に伴う経過措置）

6 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第三条の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動することを命じた場合には、新法第二十条の四の規定の適用については、労働大臣がこの法律による改正後の職業安定法第十九条の二に規定する職業紹介活動をすることを命じたものとみなす。

附則（昭和三十六年六月一七日法律第一四五号）抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則（昭和三十八年七月八日法律第一二二一号）抄

第一条 この法律中職業安定法第二十六条の改正規定、この法律による改正後の緊急失業対策法

第三章の二の規定及び附則第三条の規定は、公布の日から、この法律による改正後の緊急失業対策法第十一条の規定は、昭和三十九年四月一日から、その他の規定は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附則（昭和四一年七月二一日法律第一三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 地方公共団体が実施する職業安定法第二十六条第一項第三号に掲げる訓練に要する費用又は都道府県がこの法律による改正前の同法第二十九条の規定により支給する手当てに要する費用で、この法律の施行の日以前までに係るもの（この法律の施行の日以後に支出されるものを含む。）についての国庫の負担については、なお従前の例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四四年七月一八日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（以下「新法」という。）は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附則（昭和四六年五月二五日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附則（昭和四九年二月二八日法律第一一七号）

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五五年一月一九日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（昭和五八年二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和五九年五月八日法律第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和六〇年七月五日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の職業安定法（以下この条において「旧職業安定法」という。）第三十二条第一項ただし書（以下この条において「施行日」という。）に、第二条の規定による改正後の職業安定法（以下この条において「新職業安定法」という。）第三十二条第一項ただし書の許可を受けた者とみなす。この場合において、その者についての新職業安定法第三十二条第七項に規定する許可の有効期間は、その者が旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可を受けた日から起算して一年を経過する日までとする。

2 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第三項の規定により供託されている保証金は、その価額の限度で、新職業安定法第三十二条第四項の規定により供託されている保証金とみなす。

3 施行日前に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可を受けた者に係る同条第五項の許可料については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の規定により実費職業紹介事業の許可を受けている者が、施行日から起算して三十日を経過する日（施行日から起算して三十日を経過する日（施行日から起算して三十日を経過する日）に満たないときは、その有効期間の末日）までに、労働大臣に対し、

新職業安定法第三十三条第一項の無料の職業紹介事業を行うことの希望を有する旨の届出をしたときは、その者は、当該届出をした日に、同項の許可を受けた者とみなす。この場合において、その者についての新職業安定法第三十三条第三項に規定する許可の有効期間は、同項の規定にかかわらず、その者についての実費職業紹介事業の許可の有効期間の末日までとする。

5 前項の場合において、同項の規定により新職業安定法第三十三条第一項の許可を受けた者となされた者については第一項後段に規定する許可の有効期間は、同項後段の規定にかかわらず、前項の届出をした日の前日までとする。

6 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者についての当該許可の有効期間は、新職業安定法第三十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 専修学校の長、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第二項各号に掲げる施設の長又は職業訓練大学校の長であつて、この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けているもの又はその申請をしているものは、施行日に、新職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出をしたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条の許可を受けている者又はその申請をしている者は、施行日に、新職業安定法第三十六条の規定による届出をした者とみなす。

9 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年四月三〇日法律第四三三号）抄
 三三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条、附則第三条、第五条及び第六条の規定、附則第七條の規定（沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）第四十七条第一項の改正規定中「第三章」を「第三章第三節」に改める部分を除く。）、附則第八条の規定（特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第二十三条第三項の改正規定中「第二十九条」を「第二十九条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年三月三十一日法律第二三三三号）抄
 二二二二 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年六月一日法律第四一〇号）抄
 四一〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附則（昭和六二年六月一日法律第四一〇号）抄
 四一〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月一日法律第四〇〇号）抄
 四〇〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月一日法律第四〇〇号）抄
 四〇〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月一日法律第四〇〇号）抄
 四〇〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月一日法律第四〇〇号）抄
 四〇〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月一日法律第四〇〇号）抄
 四〇〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月一日法律第四〇〇号）抄
 四〇〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月一日法律第四〇〇号）抄
 四〇〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月一日法律第四〇〇号）抄
 四〇〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月一日法律第四〇〇号）抄
 四〇〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（平成三年五月二日法律第五七九号）抄
 五七九 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年五月二七日法律第六三三号）抄
 六三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年六月三日法律第六七九号）抄
 六七九 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年六月二六日法律第八六〇号）抄
 八六〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年一月二日法律第八九〇号）抄
 八九〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年一月二日法律第八九〇号）抄
 八九〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年一月二日法律第八九〇号）抄
 八九〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年一月二日法律第八九〇号）抄
 八九〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年一月二日法律第八九〇号）抄
 八九〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年一月二日法律第八九〇号）抄
 八九〇 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五三三号）抄
 四五三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五三三号）抄
 四五三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五三三号）抄
 四五三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五三三号）抄
 四五三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五三三号）抄
 四五三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五三三号）抄
 四五三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五三三号）抄
 四五三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五三三号）抄
 四五三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五三三号）抄
 四五三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五三三号）抄
 四五三三 抄
 第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年二月一八日法律第一四八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一一年三月三十一日法律第二〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一一年七月七日法律第八五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職業安定法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の職業安定法(以下「旧職業安定法」という。第三十二条第一項ただし書の許可を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に、第一条の規定による改正後の職業安定法(以下「新職業安定法」という。第三十条第一項の許可を受けた者とみなして新職業安定法の規定を適用する。この場合において、新職業安定法第三十二条の六第一項中「三年」とあるのは、「一年から職業安定法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十五号。以下「改正法」という。))第一条の規定による改正前の第三十二条第一項ただし書の許可の有効期間又は同条第八項の規定により更新を受けた許可の有効期間のうち改正法の施行前の期間を除いた期間」とする。

2 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可の申請を行っている者は、施行日に新職業安定法第三十条第一項の許可の申請をした者とみなす。

第三条 有料職業紹介所に関する条約(千九百四十九年の改正条約)(第九十六号)(以下「条約」という。)が日本国について効力を有する間に、新職業安定法第三十条第一項の許可を受

ける者についての新職業安定法第三十二条の六第一項及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは、「一年」とする。

2 条約が日本国について効力を有する間に、新職業安定法第三十二条の六第二項の許可の有効期間の更新を受ける者については、同条第五項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「二年」とする。

第四条 附則第二条第一項の規定により新職業安定法第三十条第一項の許可を受けた者とみなされた者が、施行日前に受理した求職の申込みに関し、当該求職の申込みに係る求職者から受ける手数料については、新職業安定法第三十二条の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者についての当該許可の有効期間は、新職業安定法第三十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧職業安定法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行っている者に対する許可の取消し又は事業若しくは業務の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に關する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新職業安定法の施行の状況と勘案し、必要があると認めるときは、新職業安定法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條、第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに關する経過措置)
第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に關する経過措置)
第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に關する経過措置)
第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに關する経過措置)
第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に關する経過措置)
第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十條第一項及び第五項、第十四條第二項、第二十三條、第二十八條並びに第三十條の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

第三十條 第二條から前條までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成二十一年二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三條第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一 二十五 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二條及び第三條を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第三百五五條、第三百六六條、第三百二十二條、第四百四十四條の規定 公布の日

附則（平成二十二年五月一九日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十三年四月二二日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第一條及び第六條の規定並びに次條（第二項後段を除く。）及び附則第六條の規定、附則第十一條の規定（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第二十号の十三の改正規定を除く。）並びに附則第十二條の規定は、同年六月三十日から施行する。

（政令への委任）

第五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第六條 この法律（附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二條第三項及び第四條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年二月五日法律第一三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十四年五月三一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第三十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年二月一三日法律第一六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六條（障害者の雇用の促進等に関する法律第十四條第二項の改正規定（第二十七條第三項）を「第五十四條第三項」に改める部分を除く。）を除く。第七條、第八條、第十條及び第十二條から第十九條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成二十五年六月二三日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（有料職業紹介事業の許可等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の職業安定法（以下「旧職業安定法」という。）第三十條第一項又は第三十三條第一項の許可（以下この項において「旧許可」という。）を受けている者は、それぞれ、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に第一條の規定による改正後の職業安定法（以下「新職業安定法」という。）第三十條第一項又は第三十三條第一項の許可（以下この項において「新許可」という。）を受けた者とみなす。この場合において、当該新許可を受けた者とみなされる者に係る新許可の有効期間は、新職業安定法第三十二條の六第一項又は第三十三條第三項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧許可の有効期間の残存期間のうち最も長い残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十條第一項又は第三十三條第一項の許可の申請をしている者（次項及び第四項に規定する者を除く。）は、それぞれ、施行日に新職業安定法第三十條第一項又は第三十三條第一項の許可の申請をした者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十條第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る事業所以外の事業所について同項の許可の申請をしているものは、施行日に当該申請に係る事業所について新職業安定法第三十二條の七第一項の規定による届出をした者とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十條第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る事業所以外の事業所について同項の許可の申請をしているものは、施行日に当該申請に係る事業所について新職業安定法第三十二條の七第一項の規定による届出をした者とみなす。

該許可に係る事業所以外の事業所について同項の許可の申請をしているものは、施行日に当該申請に係る事業所について新職業安定法第三十三條第四項において準用する新職業安定法第三十二條の七第一項の規定による届出をした者とみなす。

（保証金に関する経過措置）

第三条 施行日前において旧職業安定法第三十二條の二第一項の規定により供託すべき保証金の供託については、なお従前の例による。

2 施行日以降において旧職業安定法第三十二條の二第二項の規定により保証金の供託をしている者は、前項の規定にかかわらず、当該供託に係る保証金を取り戻すことができる。

3 前項の保証金の取戻しは、施行日前に当該保証金につき旧職業安定法第三十二條の二第二項の権利を有していた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、この期間中にその申出がなかった場合でなければ、これを行うことができない。ただし、施行日から十年を経過したときは、この限りでない。

4 前項の公告その他保証金の取戻しに関し必要な手続は、法務省令・厚生労働省令で定める。（有料職業紹介事業の許可証等に関する経過措置）

（取扱職種の範囲等の申出に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二條の四第一項（旧職業安定法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付を受けている許可証は、新職業安定法第三十二條の四第一項（新職業安定法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付を受けた許可証とみなす。

（取扱職種の範囲等の申出に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二條の十二第一項（旧職業安定法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の申出をしている者は、施行日に新職業安定法第三十二條の十二第一項（新職業安定法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者とみなす。

（委託募集の許可に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に新職業安定法第三十六條第一項に規定する労働者の募集に相当するものにつき旧職業安定法第三十六條第一項の許可を受けている者は、施行日に新職業安定法第三十六條第一項の許可を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の際現に新職業安定法第三十六條第三項に規定する労働者の募集に相当するものにつき旧職業安定法第三十六條第一項の許可を受けている者は、施行日に新職業安定法第三十六條第三項の届出をした者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十六條第一項の許可の申請であつて、新職業安定法第三十六條第一項に規定する労働者の募集に相当するものに係る許可の申請をしていない者は、施行日に同項の規定による許可の申請をした者とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十六條第一項の許可の申請であつて、新職業安定法第三十六條第三項に規定する労働者の募集に相当するものに係る許可の申請をしていない者は、施行日に同項の規定による届出をした者とみなす。

(有料職業紹介事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に旧職業安定法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行っている者に対する許可の取消し又は事業若しくは業務の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行前にした行為並びに附則第七條及び第十條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年一月一日法律第一四七号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年七月一五日法律第八四号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年六月八日法律第七九号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中雇用対策法第十二條を削り、第十條を第十二條とし、第十條を第十一條とする改正規定、同法第七條の改正規定、同法第一章中同條を第十條とし、第六條の次に三條を加える改正規定、同法第六章の章名の改正規定、同法第二十四條第五項の改正規定、同法第三十一條第一項の改正規定(同項第二号中「第二十九條」を「第三十五條」に改める部分を除く)、同法第三十條第二項の改正規定、同法第二十八條を削り、第二十七條を第三十一條とする改正規定、同條の次に三條を加える改正規定(第三十二條に係る部分を除く)、同法第六章中第二十六條の次に一條を加える改正規定及び同法第六章を第五章とし、同章の次に一章を加える改正規定並びに次、附則第六條及び第九條の規定 平成十九年十月一日

附則 (平成一九年七月六日法律第一〇八号) 抄

第一條 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一・二 略
- 三 第一條の規定(入管法第二十三條(見出しを含む)、第五十三條第三項、第七十六條及び第七十七條の二の改正規定を除く)、並びに次條から附則第五條まで、附則第四十四條(第六號を除く)、及び第五十一條の規定、附則第五十三條中雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二號)第四條第三項の改正規定、附則第五十五條第一項の規定並びに附則第五十七條のうち行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第二十條第四項(一)の下に「第二十一條第四項及び」を加え、」第二十一條第四項を削る改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成二三年六月三日法律第六一七号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。

附則 (平成二四年四月六日法律第二七号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二四年八月一日法律第五三三号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二條の規定並びに附則第五條、第七條、第十條、第十二條、第十四條、第十六條、第十八條、第二十條、第二十三條、第二十八條及び第三十一條第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成二五年一月二七日法律第八六号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二六年四月一八日法律第二二七号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 第一條(国家公務員法第六百六條の八第一項の改正規定、同法第六百六條の十第三號の改正規定及び同法第六百六條の十四第五項の改正規定に限る)、第三條(国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四條の改正規定(同条第四項中「第六項」を「次項」に改める部分、同条第五項を削る部分及び同条第六項を同条第五項とする部分に限る。)に限る。)及び第七條並びに附則第八條、第十二條及び第十七條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成二六年五月一四日法律第三四七号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

第一條 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二七年九月一八日法律第七二七号) 抄

第一條 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三條、第四條及び第十九條の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第三條の規定、第四條中職業安定法第二十六條第三項の改正規定及び同法第三十三條の二の改正規定(「昭和四十四年法律第六十四号」を削る部分に限る。)、第五條の規定(職業能力開発促進法の目次の改正規定(「第十五條の五」を「第十五條の六」に、「第十

十五條の五」を「第十五條の六」に、「第十

五条の六」を「第十五条の七」に改める部分に限る。）、同法第三条の二の次に二を加える改正規定、同法第九條、第十條の二第二項第一号、第十五條の二第一項第八号及び第十五條の三の改正規定、同法第十五條の七に一項を加える改正規定、同法第十五條の七を同法第十五條の八とし、同法第十五條の六を同法第十五條の七とする改正規定、同法第三章第二節第十五條の五を第十五條の六とし、第十五條の四を第十五條の五とする改正規定、同法第十五條の三の次に一項を加える改正規定、同法第十六條第四項の改正規定、同法第二十七條第五項の改正規定（「第十五條の六第二項」を「第十五條の七第二項」に改める部分に限る。）並びに同法第九十六條の改正規定を除く。）並びに附則第五條、第六條及び第九條の規定 平成二十八年四月一日（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律（附則第一号第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年三月三十一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び第六十三条第一項の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第四項、第五項及び第九項の改正規定並びに第四條の規定並びに附則第十條、第十五條、第二十六條、第二十八條及び第三十一條の規定 平成二十八年四月一日

附則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第三条、第七條、第十條及び第十五條の規定並びに次条並びに附則第四條第一項及び第二項、第六條から第十條まで、第四十二條（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八條第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四條並びに第四十六條の規定 公布の日

二 略

三 略

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際現に第六條の規定による改正前の職業安定法（次項において「旧職業安定法」という。）第三十三條の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っている地方公共団体については、同号に掲げる規定の施行の日に、第六條の規定による改正後の職業安定法（次項において「新職業安定法」という。）第二十九條第二項の規定による通知をしたものとみなす。

2 附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日前にされた旧職業安定法第四十八條の四第一項の規定による申告は、同日以後における新職業安定法第四十八條の四の規定の適用については、同条第一項の規定による申告とみなす。

（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が

異なることとなるものは、この附則又は附則第九條の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九條の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に二条を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」とを「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十

三条第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四十八項」を「第四十項第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 第五條の規定並びに附則第十八條中青少年雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十一條の改正規定及び第三十三條の改正規定（「第五條の五」を「第五條の五第一項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十條第一項の表第五條の五の項の改正規定並びに附則第三十三條中外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七條第二項の改正規定（「第三十二條の十三」を「第五條の五第一項第三号、第三十二條の十三」に改める部分に限る。）、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（職業紹介事業の許可の取消し等に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に第三條の規定による改正前の職業安定法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行っている者に対する許可の取消し又は事業の停止若しくは廃止の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

（労働条件等の明示に関する経過措置）

第十条 第四条改正後職業安定法第五條の第三項の規定（他の法律において適用する場合を含む。）

む。)は、第四号施行日以後に申し込まれた求人、行われた労働者の募集又は締結された供給契約に関する労働契約を締結しようとする求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者について適用する。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 略

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年七月六日法律第七一

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)及び第二十八号中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四十一条第五十二号の改正規定及び同法第九十一条第四号の改正規定(平成十年法律第四十六号)の下に、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律を加える部分に限る。)並びに附則第三十条の規定 公布の日

二 第五条の規定(労働者派遣法第四十四条から第四十六条までの改正規定を除く。)並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第六条、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十三条及び第十七条の規定、附則第十八条(前号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条(前号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第二十条(前号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第二十一条、第二十三条及び第二十六条の規定並びに附則第二十八条(前号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十二年四月一日

三 第一条中労働基準法第三十八条の改正規定(時間外及び休日の労働に係る協定に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の労働基準法(以下「新労基法」という。)第三十六条の規定(新労基法第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第四項及び第四十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)は、平成三十一年四月一日以後の期間のみを定めて協定に適用し、同年三月三十一日を含む期間を定めて適用し、同年三月三十一日以後の協定に定める協定の初日から起算して一年を経過する日までの間については、なお従前の例による。

第三条 中小事業主(その資本の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円)以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)以下である事業主をいう。第四項及び附則第十一条において同じ。)の事業に係る協定(新労基法第三十九条第二項に規定する事業、第四十条第二項に規定する業務、第四十一条第四項に規定する者及び第四十二条に規定する事業に係るものを除く。)については、「平成三十一年四月一日」とあるのは、「平成三十二年四月一日」とする。

前項の規定により読み替えられた前条の規定による使用者及び労働組合又は労働者の過半数を

代表する者は、当該協定をするに当たり、新労基法第三十六条第一項から第五項までの規定により当該協定に定める労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させることができず、又は休日において協定をするように努めなければならない。

3 政府は、前項に規定する者に対し、同項の協定に關して、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

4 行政官庁は、当分の間、中小企業主に対し新労基法第三十六条第九項の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて行うよう配慮するものとする。

(年次有給休暇に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際四月一日以外の日が基準日(継続勤務した期間を労働基準法第三十九条第二項に規定する六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間をいう。以下この条において同じ。)の初日をいい、同法第三十九条第一項から第三項までの規定による有給休暇を当該有給休暇に係る当該各期間の初日より前の日から与えることとした場合はその日をいう。以下この条において同じ。)である労働者に係る有給休暇については、この法律の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、新労基法第三十九条第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(面接指導に関する経過措置)

第五条 事業者は、附則第二条(附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定によりなお従前の例によることとされた協定が適用されている労働者に対しては、第四条の規定による改正後の労働安全衛生法(以下この条において「新安衛法」という。)第六十六条の八の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定による面接指導を行うことを要しない。この場合において、当該労働者に対する新安衛法第六十六条の八第一項の規定の適用については、同項中「労働者(次条第一項に規定する者及び)」とあるのは、「労働者」とする。

法の規定により許可を受けている者に対する許可の取消し又は事業の停止の命令に關しては、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(派遣元事業主への情報提供に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に労働者派遣契約(労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下この項において同じ。)を締結した派遣先(労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先をいう。次項及び次条第一項において同じ。)であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後において当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この項及び次条において同じ。)の役務の提供を受けるものは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び次条において「第二号施行日」という。)に、当該労働者派遣をする派遣元事業主(労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主をいう。次条において同じ。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者(労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。次条第一項において同じ。)が従事する業務ごとに、比較対象労働者(第五条の規定による改正後の労働者派遣法(以下この項、次条第一項及び附則第九条において「新労働者派遣法」という。)第二十六条第八項に規定する比較対象労働者をいう。)の賃金その他の待遇に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報を提供しなければならない。この場合において、新労働者派遣法第二十六条第十項中「第七項」とあるのは「第七項又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第七十一号)附則第七條第一項」と、労働者派遣法第二十八条及び第三十一条中「又は第四節の規定により適用される法律」とあるのは、「第四節の規定により適用される法律又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(附則第七條第一項の規定に限る。)」と、新労働者派遣法第四十八条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(附則第七條第一項の規定に限る。)」と、新労働者派遣法第四十九条の二第二項中「第四十条の九第一項」とあるのは「第四十条の九第一項若しくは働き方改革を推

進する法律(附則第七條第一項の規定に限る。)」と、新労働者派遣法第四十九條の二第二項中「第四十条の九第一項」とあるのは「第四十条の九第一項若しくは働き方改革を推

進するための関係法律の整備に関する法律附則第七條第一項」と、労働者派遣法第四十九條の第三項中「この法律又はこれ」とあるのは「この法律若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七條第一項の規定に限る。）又はこれら」と、労働者派遣法第五十條及び第五十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七條第一項の規定に限る。）とする。」と、前項の派遣先は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行前においても、同項の規定の例により、同項の情報提供をすることができ、この場合において、同項の規定の例によりされた情報の提供は、第二号施行日において同項の規定により行われたものとみなす。

第八條 派遣元事業主は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現にされている労働者派遣について、第二号施行日に、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者が協定対象派遣労働者（新労働者派遣法第三十條の五に規定する協定対象派遣労働者という。）であるか否かの別を当該派遣労働者に係る派遣先に通知しなければならない。この場合において、労働者派遣法第六條第一号中「この法律」とあるのは「この法律（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十一年法律第七十一号）附則第八條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、労働者派遣法第十四條第一項第二号中「除く。」とあるのは「除く。」、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第八條第一項の規定に限る。）と、新労働者派遣法第三十五條第二項中「前項」とあるのは「前項又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第八條第一項）」と、「同項第二号」とあるのは「前項第二号」と、労働者派遣法第三十六條第一号中「次条」とあるのは「次条並びに働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第八條第一項）」と、労働者派遣法第四十一條第一号ハ中「第三十五條」とあるのは「第三十五條又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第八條第一項）」と、新労働者派遣法第四十八條第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は働き方改革を推進するための関係

法律の整備に関する法律（附則第八條第一項の規定に限る。）と、労働者派遣法第四十九條第一項中「除く。」とあるのは「除く。」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第八條第一項の規定に限る。）と、労働者派遣法第四十九條の三第一項中「この法律又はこれ」とあるのは「この法律若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第八條第一項の規定に限る。）及び第五十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第八條第一項の規定に限る。）と、労働者派遣法第五十條及び第五十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第八條第一項の規定に限る。）と、労働者派遣法第六十一條第四号中「第三十五條」とあるのは「第三十五條又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第八條第一項）」とする。

2 派遣元事業主は、前項の労働者派遣について、附則第一條第二号に掲げる規定の施行前においても、同項の規定の例により、同項の通知をすることができ、この場合において、同項の規定の例によりされた通知は、第二号施行日において同項の規定により行われたものとみなす。（派遣労働者に係る紛争の解決の促進に関する特別に関する経過措置）

第九條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に紛争調整委員会（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成三十一年法律第七十一号）第六條第一項の紛争調整委員会をいう。附則第十一條において同じ。）に係属している同法第五條第一項のあつせんに係る紛争であつて、新労働者派遣法第四十七條の五に規定する紛争に該当するものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。（衛生委員会等の決議に関する経過措置）

第十條 第六條の規定による改正前の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（以下この条において「旧設定改善法」という。）第七條第二項の規定により労働時間等設定改善委員会とみなされた労働安全衛生法第十八條第一項の規定により設置された衛生委員会（同法第十九條第一項の規定により設置された安全衛生委員会を含む。）の旧設定改善法第七條第一項に定める決議については、平成三十四年三月三十一日（平成三十一年三月三十一日を含む期間を定め

ているものであつて、その期間が平成三十四年三月三十一日を超えないものについては、その期間の末日）までの間は、なおその効力を有する。（短時間・有期雇用労働法の適用に関する経過措置）

第十一條 中小事業主については、平成三十三年三月三十一日までの間、第七條の規定による改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の管理の改善等に関する法律（以下この条において「短時間・有期雇用労働法」という。）第二條第一項、第三條、第三章第一節（第十五條及び第十八條第三項を除く。）及び第四章（第二十六條及び第二十七條を除く。）の規定は、適用しない。この場合において、第七條の規定による改正前の短時間労働者の雇用の改善等に関する法律第二條、第三條、第三章第一節（第十五條及び第十八條第三項を除く。）及び第四章（第二十六條及び第二十七條を除く。）の規定は、適用する。（第十五條及び第十八條第三項を除く。）及び第四章（第二十六條及び第二十七條を除く。）の規定は、適用する。（罰則に関する経過措置）

2 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に紛争調整委員会に係属している個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第五條第一項のあつせんに係る紛争であつて、短時間・有期雇用労働法第二十三條に規定する紛争に該当するもの（中小事業主以外の事業主が当事者であるものに限る。）については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成三十三年四月一日前にされた申請に係る紛争であつて、同日において現に紛争調整委員会に係属している個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第五條第一項のあつせんに係るもの（短時間・有期雇用労働法第二十三條に規定する紛争に該当するものであつて、中小事業主が当事者であるものに限る。）については、短時間・有期雇用労働法第二十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。（検討）

第十二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新労働者派遣法第三十六條の規定について、その施行の状況、労働時間の動向その他の事情を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、新労働者派遣法第三十九條に規定する事業及び新労働者派遣法第四十條に規定する業務に係

る新労働者派遣法第三十六條の規定の特例の廃止について、この法律の施行後の労働時間の動向その他の事情を勘案しつつ引き続き検討するものとする。

3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目標として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二十九條 この法律（附則第一條第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年六月一日法律第三十七号）抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。）、第八十五條、第二百二條、第七條（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。）、第百一十一條、第百四十三條、第百四十九條、第百五十二條、第百五十四條（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。）、及び第百六十八條並びに次条並びに附則第三條及び第六條の規定、公布の日

二 第三條、第四條、第五條（国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。）、

、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四十一条、第一百四十二条、第一百四十三条、第一百四十五条、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百四十九条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十一条、第一百四十二条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百四十九条、第一百五十条、第一百五十一条、第一百五十二条、第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十条、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十一条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）、並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定（公布の日から起算して六月を経過した日）

三 第四百四十五条（建築基準法第七十七条の十九第七号及び第七十七条の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七条の五十九の改正規定（同条第六号中「第七号第五号」を「第七号第四号」に改める部分に限る。）に限る。）、及び第四百四十六条（建築士法第十条の二十三、第十条の三十六第一項、第二十二條の二十三、第二項、第二十六条の五第二項及び第三十八條第五号の改正規定を除く。）の規定
令和元年十二月一日

四 第七十一条の規定（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行の日又はこの法律の公布の日の日ずれか遅い日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その

他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。